

令和3年度 学童保育所の入所児童を募集します

問合せ 下記参照



○当該学童保育所のある小学校に通学している1～3年生で、児童の保護者が就労・出産・疾病・病人の看護等により、児童の保育をすることができないと認められる方

※就労により児童の保育をすることができない状況とは、おおむね週3日(㊦を除く。)以上で、日中4時間以上就労されている状態をいいます。

■保育実施日

㊦(金)、第3㊦(8月13日、15日、12月29日、1月3日、㊦は休所)

※第3㊦以外の㊦は、ひがし学童保育所のみ開所しています。利用には別料金が必要で、市の学童保育所を利用している児童が対象です。詳しくは、子育て推進課へお問い合わせください。

■保育時間

◇授業のある日

授業終了後、18時30分

◇夏休み等長期休業日

8時～18時30分

※月額8000円(同一世帯から2名以上の児童が入所している場合は、2人目から半額です。保育料のほかに、保護者会費・おやつ代・損害保険料が必要です。世帯の課税状況により保育

令和3年度 保育所・認定こども園(保育所部)の入園児童を募集します

問合せ 下記参照



○次の入園基準に該当し、令和3年4月1日現在、市に住民票がある(予定を含む。)満6か月以上(令和2年10月1日以前に生まれた児童)の児童

◇入園基準 児童の保護者が就労・出産・疾病・病人の看護等により、児童の保育をすることができないと認められる場合※入園は家庭状況を面接・調査してから選考の上、決定します。

㊦10月15日(金)～11月5日(木)に、申込書を下表の保育所等のうち、第1希望の保育所等へ開園時間内(㊦㊦を除く。)に提出してください。下表以外(市外)の保育所等を希望する場合は子育て推進課へ提出してください。入園に関する書類・申込書は、10月5日(㊦)から左記及び下表の各保育所等で配布するほか、ホームページからも取得できます。

園◇子育て推進課 保育係(市民総合センター1階)

☎0739(26)4904

◇各行政局 住民福祉課

☎23ページ参照

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/index.html>

料の減免措置があります。

㊦◇令和3年4月1日から入所を希望する方(一斉申込み)

10月15日(㊦)～11月30日(㊦)に、入所申込書に就労証明書等を添えて、子育て推進課へ提出してください(大塔行政局 住民福祉課、中辺路行政局 住民福祉課でも受け付けます)。

申込書は10月5日(㊦)から下記及び各学童保育所で配布するほか、ホームページからも取得できます。今年度、学童保育所に入所している方も、再度申込書の提出が必要です(定員超過で入所できない場合もあります)。

◇一斉申込み後の随時受付

一斉申込み後は随時受付を行います。選考順位は一斉申込み受付期間中に申込みされた方の次順位となります。

◇夏休み等長期休業日のみの利用について

令和3年4月1日からの通年利用者の利用状況により、定員に余裕のある学童保育所のみ、6年生まで利用できますので、次の日程で申込み受付をします。他校区への入所も可能ですので、お問い合わせください。

・春休み(令和3年4月の利用)

令和3年2月1日～22日

校区	学童保育所名	定員	所在地	電話
田辺第三小学校	西部学童保育所	40名	上の山二丁目6-10	☎0739-25-3016
芳養小学校	芳養学童保育所	40名	芳養松原二丁目18-36	☎0739-26-7454
会津小学校	会津学童保育所	100名	下万呂59-1	☎0739-26-9208
田辺東部小学校	ひがし学童保育所	50名	南新万28-1	☎0739-26-4935
田辺第二小学校	なんぶ学童保育所	50名	東陽21-1	☎0739-26-2732
三栖小学校	三栖学童保育所	80名	中三栖1939-1	☎0739-34-0340
稲成小学校	稲成学童保育所	40名	稲成町780	☎0739-22-4141
上秋津小学校	上秋津学童保育所	40名	上秋津2196-1	☎0739-35-1220
田辺第一小学校	中部学童保育所	40名	上屋敷一丁目2-1	☎0739-25-9500
中芳養小学校	中芳養学童保育所	40名	中芳養1882-1	☎0739-22-3120
新庄第二小学校	新庄第二学童保育所	40名	新庄町3193	☎0739-26-2262
鮎川小学校	鮎川学童保育所	40名	鮎川2567-1	☎0739-48-0627
中辺路小学校	中辺路学童保育所	40名	中辺路町栗栖川78	☎0739-64-0333

※ひがし学童保育所はひがしコミュニティセンター、三栖学童保育所は三栖小学校の前、中芳養学童保育所は中芳養幼稚園の隣地、鮎川学童保育所は大塔行政局、それ以外は同小学校内で開設しています。

・夏休み
令和3年6月1日～21日

・冬休み
令和3年11月1日～22日

・春休み(令和4年3月の利用)
令和4年2月1日～21日

園◇子育て推進課 保育係(市民総合センター1階)

☎0739(26)4904

◇大塔行政局 住民福祉課

☎23ページ参照

◇中辺路行政局 住民福祉課

☎23ページ参照

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/hoikusho/gakudohoiku.html>

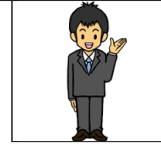
実施主体	保育所等名	定員	保育実施年齢	所在地	電話番号
公立	牟婁保育所	90名	1歳児から	江川16-1	☎0739-22-3020
	みどり保育所	90名	0歳児から	末広町7-22	☎0739-22-3246
	もとまち保育所	130名	0歳児から	天神崎3-28	☎0739-24-6062
	はやざと保育所	60名	0歳児から	芳養町1774-9	☎0739-25-0263
	稲成保育所	100名	0歳児から	稲成町701-22	☎0739-24-4570
	日向保育所	90名	1歳児から	上芳養992-1	☎0739-37-0014
	秋津川保育所	30名	2歳児から	秋津川639	☎0739-36-0243
	湯ノ又保育園	20名	2歳児から	龍神村湯ノ又200-3	☎0739-79-0120
	東保育園	40名	2歳児から	龍神村東193	☎0739-78-0399
	柳瀬保育園	40名	2歳児から	龍神村柳瀬18-4	☎0739-77-0914
	くりすがわ保育園	80名	1歳児から	中辺路町栗栖川483-1	☎0739-64-0113
	ちかの保育園	30名	1歳児から	中辺路町近露1181	☎0739-65-0204
	あゆかわ保育園	90名	0歳児から	鮎川2596-1	☎0739-48-0153
	ひまわり保育園	30名	2歳児から	本宮町大居3368	☎0735-43-0213
私立 (社会福祉法人)	たんばぼ保育園	30名	2歳児から	本宮町耳打490	☎0735-42-0323
	いずみ保育園	90名	0歳児から	高雄三丁目35-21	☎0739-24-0002
	芳養保育所	60名	0歳児から	芳養松原一丁目2-22	☎0739-22-3197
	扇ヶ浜保育所	40名	0歳児から	上屋敷二丁目14-25	☎0739-22-8451
	会津保育所	120名	0歳児から	秋津町206-4	☎0739-22-3021
	あゆみ保育所	120名	0歳児から	文里二丁目7-13	☎0739-22-6800
	わんぱく保育所	80名	0歳児から	新庄町2222-1	☎0739-81-2666
	こどものへや保育園	90名	0歳児から	明洋二丁目23-38	☎0739-25-2126
	まろみ保育所	130名	0歳児から	中万呂519-1	☎0739-33-9911
	うえのやま学園認定こども園	90名	0歳児から	古尾17-1	☎0739-22-3751
私立 (認定こども園)	認定こども園立正幼稚園	140名	0歳児から	東陽16-45	☎0739-22-6400

※「保育実施年齢」とは令和3年4月1日現在の満年齢であり、「0歳児」は入所の日において6か月以上の児童をいいます。

※「もとまち保育所」では、1歳児からの障害児母子通所保育を行っています。

権利擁護センターたなべを開設しました

問合せ 下記参照



契約や財産管理に不安があるな...

支援



誰もが地域で安心して暮らすために、認知症等により判断能力が不十分な方や高齢で身寄りがなく、老後の備えが必要な方に対して、生活支援や法的支援の検討を行い、成年後見制度の利用支援を行うための機関として、「権利擁護センターたなべ」を開設しました。

左記のような困り事や心配事でお悩みの方は、是非ご相談ください。

- ◇暮らしのサービスの手続ができなくなってきた
- ◇入院や施設入所契約などの手続に困っている
- ◇お金や財産の管理ができなくなってきた
- ◇悪徳商法や詐欺にあった



規定される各種学校は含まれません。専修学校のうち対象となるのは、高等課程と専門課程です。

■申請基準 修学奨学生所得基準内に該当する世帯

■提出書類 願書・推薦調書・所得証明書・市税完納証明書（専修学校生は学校の募集要項等も添付）

■10月1日（木）23日（金）に、在学中の学校又は卒業した学校で手続をしてください。ただし、大学・短大・専修学校専門課程に在学している方は、左記で手続をしてください。

■結果発表 選考委員会で選考の上、11月下旬に結果を通知します。

■返還 卒業後6か月経過後10年以内に返還

■教育総務課庶務係
0739（26）9941

■龍神教育事務所
0739（78）0301

■中辺路教育事務所
0739（64）0504

■大塔教育事務所
0739（48）0212

■本宮教育事務所
0735（42）1164

◇成年後見などの申し立ての手続が分からない

※「成年後見制度」とは、認知症や障害等により、判断能力の不十分な方が、様々な契約や財産管理などをする際、不利益を生じることがないよう、本人を守り、支援する方（成年後見人等）を選任する制度です。

■権利擁護センターたなべ（市民総合センター2階 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会内）

■相談受付
平日8時30分～17時15分
0739（24）8611
anshin@tanabeshi-syakyojp

修学奨学生（奨学金・入学準備金）を募集します

問合せ 下記参照



【奨学金】※無利子で貸与
令和3年4月に大学・短大・専修学校・高専・高校等へ進学する方及び在学している方で、保護者の住民票が市にある方（※1）

■奨学金（月額）・人数
◇大学 3万円（入学準備金併用時は2万円）10名程度
◇短大、高専4・5年生、専修学校専門課程 3万円（入学準備金併用時は1万5000円）5名程度
◇高校、高専1～3年生、専修学校高等課程 1万円5名程度

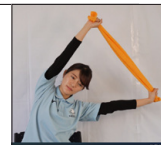
【入学準備金】※無利子で貸与
令和3年4月に大学・短大の1学年、又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年へ進学を希望している方で、保護者の住民票が市にある方（大学への編入学を含む。）（※1）

■貸与金額・人数
50万円以内 5名程度

【共通事項】
（※1）通信教育、専攻科、別科、大学院を除きます。専修学校は、学校教育法第124条に規定される学校であり、同法第134条に

生活不活発に気を付けましょう！～簡単体操動画のご案内～

問合せ やすらぎ対策課 高齢福祉係（☎ 0739-26-4910）



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、自宅でも過ごす時間が増えたという方も多いのではないのでしょうか。

高齢の方は、生活不活発（動かないこと）が続くと、心と体の働きが低下して、動けなくなってしまうことも心配されます。

また、転倒などを予防するためにも日頃からの運動は大切です。動かない時間を減らし、自宅でもできるちょっとした運動で健康を維持しましょう。

◇1日の生活リズムを整えましょう。

◇寝るより座る、座るより動くという生活で体を動かしましょう。

◇家事や農作業等も立派な運動です。

自宅でも簡単に行える体操の動画やパンフレット等をホームページに掲載しています。感染拡大に気を付けながら、元気に過ごしましょう。

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/kourei/rai.html>

【体操動画の一例】

▼深呼吸



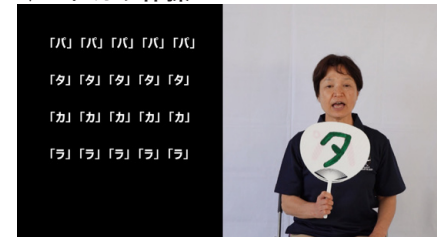
2回 深呼吸をします。

▼足の体操



「1・2・3・4」
「1・2・3・4」

▼パタカラ体操



「パ」 「タ」 「カ」 「ラ」 「パ」
「タ」 「カ」 「ラ」 「タ」
「カ」 「ラ」 「パ」 「カ」
「ラ」 「パ」 「タ」 「ラ」

固定資産税及び都市計画税の軽減措置のお知らせ

問合せ 下記参照



◇新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等を対象に、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の軽減が受けられる制度です。

■事業用家屋及び設備等の償却資産（土地は対象外です。）

■軽減率 令和2年2月～10月の、任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率に応じて軽減します。

◇50%以上減少 全額軽減
◇30%～50%減少 2分の1軽減

■提出書類 認定経営革新等支援機関等が確認した申告書及び同機関に提出した書類一式

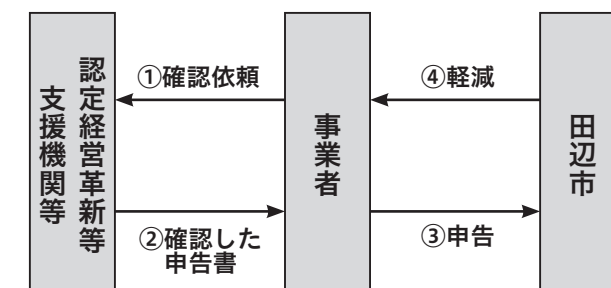
◇申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）

◇収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書等）

◇軽減対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書や家屋平面図等）

令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）に、下記

▼手続きのイメージ



へ提出書類を添付の上、申告してください。

※軽減措置を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関等（税理士、商工会議所、商工会、金融機関等）の確認が必要です。

☐ 税務課資産税係
0739（26）9921
◇各行政局住民福祉課
23ページ参照

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援のご案内

問合せ 商工振興課 (☎ 0739-26-9970)



田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金

- 市内の飲食店・カラオケ店・宿泊施設において、県の感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を励行し、店内での対策内容を店舗入口等に掲示する事業者に対して、奨励金を交付します。
- 支給要件
 - ◇市内の飲食店・カラオケ店・宿泊施設であること
 - ◇将来にわたり営業を継続すること
 - ◇和歌山県感染拡大予防ガイドライン遵守事項のうち、10項目以上を励行すること
 - ◇感染拡大防止対策の内容を店舗・施設の入口等に掲示すること
- 交付金額
 - 5万円（1店舗又は1施設）
- 申請書類
 - ◇奨励金交付申請書
 - ◇誓約書
 - ◇店舗・施設の位置図及び営業等許可証の写し
- 請求書類
 - ◇完了報告書（※後日、職員が訪問確認します。）
 - ◇感染拡大防止対策の内容が分かる店舗・施設の外観及び店内

写真
◇請求書及び預金通帳の写し
■申請期間
10月30日（金）まで

『田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金』の対象となる事業者で、要件を満たした場合は、感染症対策に必要な経費に対し、『新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 感染拡大防止対策特別枠』がご利用いただけます。

■補助対象経費
消毒液、アクリル板、空気清浄機等、感染症対策に必要な経費

■補助金額
上限額10万円（感染症対策に必要な経費の3分の2）
10月30日（金）までに、申請書等を左記へ郵送又は直接提出してください。申請書及び申請要領は、左記及びホームページから取得できます。

■申請方法
〒646-8545 田辺市役所（本庁舎3階）
☎ 0739（33）7714
http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyuu/index.html

田辺市経済活動促進補助金

- コロナ禍における、市内事業者の事業継続を図るため、商工会議所、商工会、商店街振興組合等が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を推進するソフト事業に対して補助します。
- 補助対象者
◇商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
◇中小企業等協同組合により設立された事業協同組合又は協同組合連合会
◇商工会議所又は商工会
◇一般社団法人又は一般財団法人（市又は右記の団体が出資しているものに限る。）
◇5事業者以上により構成された団体（構成事業者の半数が小売業又はサービス業を営むものに限る。）
- 補助対象事業
コロナ禍における安全・安心の受け入れ体制の充実により、経済活動の促進に寄与する事業
◇3密防止の広報や安全性の情報発信
◇WEBサイトの作成
◇各種キャンペーンの実施

◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む事業（非接触体温計の配付、共通PR看板の作成・設置など）

■補助対象経費
チラシ・ポスター印刷費、新聞等広告費、委託費、機器等リース料、消耗品費、通信運搬費、会場使用料等

■補助金額
上限額100万円（補助対象経費の5分の4）

■補助対象期間
令和2年6月1日（月）～令和3年3月31日（水）
※既に支払済であっても、期間中に支払った経費であれば対象となります。

※実績報告の際、領収書の写し等の提出が必要となります。

■申請期間
令和3年3月31日（水）まで

雇用維持に対する支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金等を活用し、市内の労働者の雇用維持・安定に取り組んでいる事業主を支援します。詳細は、下表のとおりです。

国の雇用調整助成金に関しては、次の厚生労働省ホームページを「確認ください」。

□ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roundou/koyou/kyufukin/page_07.html



	田辺市雇用維持支援補助金	田辺市雇用維持奨励金
交付要件	◇市内に事業所を有する個人事業主又は法人であること ◇国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主(令和2年4月1日以降の休業等が対象) ◇市区町村税を完納していること	◇国の雇用調整助成金等の助成率が10分の10であること ◇労働者に支払う休業手当等の支払率が100%であること
交付金額	国の雇用調整助成金等の算定根拠となった基準賃金額の10分の1以内(上限1,500円) × 対象労働者(田辺市民)の月間休業等延日数 ※国の助成金額単価と市の補助金額単価の合計上限額15,000円	国の雇用調整助成金等の支給決定額のうち休業した市内事業所に係る額 × 10分の1 ※千円未満切り捨てとなります。
交付上限額	30万円	20万円
申請期間	令和3年1月29日（金）まで	

【共通事項】

■各申請期間内に、申請書等を左記へ郵送又は直接提出してください。申請書及び申請要領は、左記及びホームページから取得できます。

■商工振興課（本庁舎別館3階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎ 0739（26）9970
FAX 0739（22）9898
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html>

